

こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2018年9月2日号

株価アップへ年金保険料投入

年金積立金管理運用独立行政法人（政府の外郭団体、政府と同じ）が大企業の株を買い、株価アップで大企業の儲けに「貢献」しています。

企業名	年金からの投入額
トヨタ自動車	13562 億円
ソフトバンク	5254
三菱 UFJ	7702
本田技研工業	5852
日本電信電話	5830
ソニー	5090
三井住友	5871
KDDI	4137
ファーストリテイリング	1094
ファナック	3702



排水マスができました（東和学区）

大丈夫か、年金機構

モリ・カケ、障害者雇用水増し、だけじゃない

最早、末期症状の安倍内閣の行政運営

最近の相談から



◎東京の年金機構から、Cさんに手紙が届きました、曰く（要旨）「Aさんが亡くなられた後にお支払いした年金があり、返して頂ける方を調査しています。年金を受け取る権利は受給権者だけのもの。亡くなられた後に支払った年金は、ご生前月分のものであっても、原則、お返し頂いていません。この文書をもつてご返納をお願いするもので

はありませんが、ご返納頂けるなら、後日、振込み用紙をお送りさせていただきます。Aさんの事実婚の妻がBさん。そのBさんの前夫との子がCさんで、Cさんは、母Bさんの夫の死亡を届けただけ。そのCさんに「返せ」と言っているのか、いないのか、よく分からない。Cさんと母Bさんから相談を受けた井上議員「ある月の年金支払いは、その前月と前々月分。4月初旬に亡くなられた場合

合、4月13日に支給されるのは、生前の2・3月分だから、13日前に亡くなられたからといって支給しないのはおかしい。死亡の場合には、たとえ0月1日でも死亡月分まで支給される。Aさんが亡くなられたのは4月上旬だから、むしろ4月の1ヶ月分が6月に支給されるハズ。こんな意味不明の手紙は無視しておきましょう。」

「4月分だけにて相談。遺族年金も出る可能性あり」。更に、京都の年金事務所へも質問。結果、次のようなことが分かり、井上議員も、ご相談を受けたお陰で大いに勉強になりました。年金事務所「事実婚の証明さえできれば、ご指摘の通り、4月分も遺族年金も出ます」。但し、Aさんより妻のBさんの方が年金額が高い場合は、遺族年金はダメ、とのことでした。

今、Bさんは、事実婚を証明するものを集めておられます。

死亡を届けたCさんが、Aさんとは血のつながりがないとはいえ、年金機構はあまりにもズサンです。一方で、国民から集めた莫大な

市営住宅の募集

今回は、1日が土曜日なので、3日（月）から受付開始です。単身者用は12月になります。応募用紙は、区役所にて。または井上議員までお気軽に。

◎区内各地で宿泊施設の建設が相次いでおり、説明会の持ち方等に詳しいので質問がたくさん寄せられています。

年金保険料積立金を大企業の株購入に投入（左上表）、株価アップに「貢献」。また高齢年金も、今春、支給額が減らされる等の間違いがありました。これも、機構が委託した業者が更に再委託など、安易な委託やズサンな受託が要因です。国民の保険料を何とと思っているのでしょうか。



南区生活と健康を守る会の学習会で一緒に勉強させて頂きました(8/26)